

# 會 報

昭和 32 年 6 月  
第 12 号

- 
- 第五回卒業式告辞……………金沢大学長 戸田 正三  
大学の定員、教員の任用、経費、授業料など  
—アメリカ及びドイツの大学に比較して— 鹿児島大学長 福田 得志  
原爆遭難記……………長崎大学長 古屋野宏平
- 一、事業報告
- 役員会・委員会 ……等
- 二、会計報告
- 昭和三十一年度 決算  
昭和三十二年 度 予算案
- 三、調査
- (1) 昭和三十一年度国立学校予算小観  
(2) 国立大学の入学志願と入学の状況  
(3) ソ連邦の大学
- 四、彙報
- 会則・各役員及び各委員一覧表 ……等

# 会 報

(第拾貳号)

## 国立大学協会

### 目 次

第五回卒業式告辞  
金沢大学長 戸田正三……一頁

大学の定員、教員の任用、経費、授業料など  
—アメリカ及びドイツの大学に比較して—  
鹿児島大学長 福田得志……四頁  
原爆遭難記  
長崎大学長 古屋野宏平……八頁

### 一、事業報告

1、第一常置委員会(昭和三一・一一・二九)……………一〇  
2、役員会(昭和三一・一一・三)……………一〇  
3、役員会(昭和三二・四・二〇)……………三

### 二、会計報告

昭和三十一年度(自昭和三十一年四月一日  
至昭和三十一年三月三十一日) 決算……………四  
昭和三十二年(自昭和三十一年四月一日  
至昭和三十一年三月三十一日) 予算案……………四

附 財産目録

### 三、調査

(一) 昭和三十一年度国立学校予算小観。(主として国立大学歳出予算のこと) 東京工業大学事務局長 佐藤憲三……二五  
(二) 国立大学の入学志願と入学の状況  
東京大学事務局庶務課次長 二宮永蔵……一八  
(三) ソ連邦の大学  
国立大学協会事務主任 清水正蔵……二二

### 四、彙報

1、国立大学協会会則……………二四  
2、国立大学協会役員一覧表……………二五  
3、各常置委員会委員一覧表……………二五  
4、各専門委員一覧表……………二六  
5、第七常置委員会委員長選任……………二七  
6、大蔵当局との大学財政懇談会……………二七  
7、香川大学長谷口吉彦殿御逝去……………二七  
8、学生健康保険制度協議会……………二七  
9、昭和33年3月学校卒業予定者に対する推薦ならびに採用選考試験の実施時期に関する協議会……………二七

昭和三十二年三月二十五日

## 第五回卒業式告辞

金沢大学長 戸田正三

附記

「進藤事務局長から、会報一二号に何か寄稿せよとのことで、国立大学の一般教育のあり方と施設拡充の仕方について拙見を書きかけましたが、昨今公私多端のため、締切りに間にあわぬを幸い、手元にあつた本稿のようなものでも支障なく、且つ寄稿数が少なくて、余裕があれば、その末端にでもと思つて転載を乞うた次第です。私も丁度今年で四〇年の大学教授生活に終止を符すると思ひますので、最後の告辞を本誌にのせて頂いたら幸甚の至り、御笑読願上ます。」

### (一) 卒業及び修了祝辞前提

諸君、諸君は本学在学中、相携えて、ゆかしくなつかしく、各自、その好む所の學術と人徳とを備えて、今社会に旅立たれる。おめでとう存じます。

諸君は既に、一般教育において視野の広い融通力のある學識を修得いたしました。また専門教育においては、各専門の學芸の大綱を身につけました。そしてその躰の仕方は、自主的で、自由に學び、自由に心身を鍛錬することが出来たはずである。従つて諸君は、知的にも、道徳的にも、また応用的にも、遺憾なく自己の能力を展開しようとするの、個性に適応した人格の基盤を育成されたことを信じて疑わない。

加うるに諸君は、在学中おもむろに、自己の環境を批判し、また祖国の環境を中正に検討し、自己の環境と祖国の環境とを今から一層よりよきものに改善せんとする理念と、希望とを持ち、それに張切つて居るものと確信する。今諸君の一身は小なりと雖も、理念は尊く、希望は高く、各自の所信に立脚して勇往邁進せられることを祝福して告辞の前提といたします。

### (二) 国立大学卒業と義務

前言之如く、諸君は本学卒業の記念事業として、自己はもとより、日本及び日本民族を世界第一流の文化国家並びに文化民族に仕立てる希望を堅持して居るでありましょう。この希望の達成には、もし、今わが国における官、公、私立の全大学卒業生が一〇ヶ年間一致協力して立ちあがれば、敢て難事ではないと思ふ。

申すまでもなく、わが国勢はその最大の資源である人的資源を、各分野において、高度に發揮させることが、最も緊要なことである。そして其先陣は諸君の双肩にある。これを外にして、大学教育の使命は奈辺にあるのか。

### (附) 世界 状 勢

第二次世界大戦の結果として世界地図は一変した。過去には隸屬であつた民族の大多数が独立国家となつた。世界人の大半が民族自決の永年の夢から覚醒する好機が与えられた。日本は無謀に戦つた。当時識者は悉く自亡自棄を称えつつ抑制はできなかつた。(二・二六事件)騎虎の勢一徹に、とまり難きぞ是非もなし、空前の大敗をした。日本は亡びた。然し乍らこの大賭博は、後世の世界史上に特筆される真価はあると思ふ。また春秋の筆法に従えば、身を殺して仁をなしたともいふ。希くは諸君、われら同胞の過去の誤つた慾望と侵略主義とを深く反省して、自重自敬、先づ祖国を真に平和な文化国家に改め、不偏不党、善隣友好の基本精神のもとに、列国と提携して相互の文化開発に寄与せられんことを切望いたします。亜細亜はアジア民族のアジアであり、大アジアの文化開発は世界文化の開発である。諸君の新生命線も亦ここにある。

顧みれば半世紀前には、世界の強国は、英、仏、独、露であり、この五国が世界の中心であり、英、仏、独、露が現代文化の中心であつた。そしてこれらの強国は互に共謀して世界征覇を目標にし、のぎをけずり世界第一次大戦が勃発した。遂に北米合衆国が Monroe Doctrine を捨て、検舞台に乗出した。

一九二〇年の頃世界戦争の後仕末ができて、間まもなく、当時の世界人口二〇億の一〇%、英、仏、独、露の二億弱の国民を中心に、露、伊の二国が牙を磨いて、第二次大戦の膳立てを助長した。そして一九二〇年頃から二〇年を経過して第二次世界大戦となつた。(以前からの多くの

予言はあつた)。かねて欧州強国の圧力になやみ、軍国主義則侵略心にもえた少年日本は、欧州戦をきつかけに大東亜太平洋戦を惹起した。(Rooseveltの予言によれば惹起すべく余儀なくされたかもしれぬ)。そして数十年前には思ふもよらぬところの、米ソ二大強国の冷戦下に今世界二五億の民族はおびえている。

見渡せば、世界は未だ殆ど未開であるといつて過言ではなく、我国もその範疇にもれなく。

### (三) 日本の現状の認識

終戦この方、永く占領政治下にあつた我国も、今は民主的新独立国家の旗を掲げてはいるが、仮りに圏外から窺えば、今日は東の甘言に、明日は西の袖金に誘惑されそうな売春の気配も散見される。従つて政治は自律性が乏しく、経済と国民生活の安定性とは、終戦後一〇数年を経て今尚、暗から脱却しきれない。いわゆる共喰状態である。従つて国民は神経質になり、自己の存在に対する自信と自制力が欠けている。しかも、過大な人口は悉く消費都市に集中し、狭隘で不健康な豚小屋の中に群居すべく余儀なくされている。古語にいわく、恒産なきもの恒心なしとは、まさにわが都市生活者の現況である。従つて政治家も民衆も、大事を棄てて些細の出来事にけんけんごうごう。この虚に乗じて軽挙盲動者が先駆して附和雷同者を煽つている醜態がみられる。これらに対して立法院も政府も、徒らに朝令暮改の法律を山積して、一日をこととしていゝる憾がある。ことに今なお、いわゆる不良少青年の大量な統出は、祖国に前代未聞の不祥事であつて、同胞のため最も憂慮すべき大事件であります。これらは、恐らく戦禍について、占領政策の渦中に巻込まれた一過性の動乱現象だと思ふが、一日も早く日本人の正常線に復活することを望んでやまない。

日本の過大人口と、それに対する人口雇用の関係は、国の内外を通じて注目的であるが、私はこの過大人口それ自体にまして憂慮すべきことは、或は肉体的、又は精神的病弱者が人口の割以上をも占めていることである。この状態が続いては、われら同胞の生活の安寧は期し難いのである。希くは諸君きんこん一てき、この醜態を打開して、祖国の振

興と同胞の康寧に協力せられんことを。

諸君、われらは、普ねく知識を世界に求めて、真の世界人にならなければならぬが、これと同時に東南の熱波にも、西北からの寒波にも、それらに惑わされたり又は屈従してはならぬ。今百鬼横行ともみられる国の内外を正眼視して、少くとも己は泥棒の提灯をもつような行為は微塵だにせぬ決心を堅めてもらいたい。われらの心は常に世界の麗降富士の如く、行は基準を仁と理知とに置き、己が是または適と信じたことはこれを敢行する勇氣を養わねばならぬ。(義をみて成さざるは勇なき也)(智勇兼備)。同様に否または不適と判定したことは、或は外来の思想や模倣、または伝統や因習の如何に拘らず、断乎これを排撃する心の鏡を堅持して頂きたい。

### (四) 諸君の門出に直面して所感數項

(一) 就職上の雑音に対して(幸い本学は他学に較べて就職難は最小である)

新制大学の卒業生は、旧制のそれに較べて学力が劣るというような言方をする者があるが、それは一つには量の関係と、二つには質の関係がある。量でいえば、明治時代では、東西両大学を合わせて毎年千數百名以内であつた。大正の中年から、昭和にかけて国勢の進展に伴うて、官公私を通じて一万から二万に達した。終戦この方学制改革によつて一躍十數万に達した。推して知るべきである。質的には、新制大学が旧制のそれと異なるところは、一般教育にある。即ち、一般教育においては、限局せられた四ヶ年の課程の中で、視野の広い、識見の高邁な人格の育成に力を入れたのであつて、目先の職能はさほど重視してはいないのである。

また或者は、大学卒業生を採用してみたがどうもすぐ間にあわぬという。如何にも、大学は百般の職業に対して、すぐ間に合うような教育はしていない。また大学は社会に迎合すべきものでもない。諸君は本学において、広い視野のもとに、學術を或は産業の振興に、または国民の日常生活の向上に反映せしむるに足る人格を育成したのである。但し諸君 Do in Rome as the Romans do. 郷に入れば郷に従うの古諺の如く環境

に順応しつつ環境を改善する力を持合せねばならぬ。それは恰も、自然科学者が自然に順いつつ、次第に自然を征服して行くのと一つである。そしてこれを克服するには、養われたる心身の健康保全と勤儉力行とは必然の二大要素である。

### (二) 就職と希望の達成について

希望は様々、大小自由であるが、希望の達成には、資性の凡と非凡とを問わず、日々の挙動の積分とみてよからう。自分にあてがわれたる仕事を日々完成してゆけば、大極の希望は成就する。それは恰も各人が日々の健康をよく保全してゆけば、各人の天寿が全うせられるのと一つである。また一朝就職したら、それに精進して己が行動を明朗にして迷わぬこと。あちらに行つた方がよからうか、こちらに代つて見ようかななどと迷えば世におくれ、果ては取残されて「若ぼけ」となる。大学を卒業した者で、気のぬけたビールのようなのは困る。若ぼけとはまた、自信力を失つた劣等感とも見られる。

### (三) 生活の安定について

生活の安定には、生存権、自由、生命の安定など数えあげられるが、その中で日常生活については、憲法二五条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利の獲得と、兼てこの最低限度を少し上廻る程度で辛棒すべきである。たとえば、生活物資についてみれば、諸君は、衣と食と娯楽とは大凡そ事かかぬと思うが、文化の本領である住居については容易に求め難い。今若し住の安定を望むなら大都会に行かぬがよい。すべて凡人は環境に支配され易い、大都市内の豚小屋に群居せば豚化し易く、その中で家庭をもてば豚児が生れる。丁度これと関連して遠からず諸君の目前にぶらつくのは結婚問題である。家族主義の因習に捕われた我国では、今尚早婚の傾があるが、どここの文明国をみても、半世紀の方、大学卒業生の特色は男女とも晩婚である。但し許婚を除く。また結婚に際しては、自主的に家族計画をたてている。とにかく、仲介人の口車や、性慾の捕虜となつて結婚を急ぎ、そして五〇年不作の徹をふむようなことは、自己の尊厳性と自由を放棄するに等しい。

### (四) 紳士たる、人格の完成をめざせ

紳士たる人格を完成するためには、余暇の活用が大切である。これが成否の分野とも思われる。余暇とは、一日二四時間の中、勤務八時間、睡眠八時間、この一六時間は確保すること。残りの八時間の内身仕度や往復、接待などを含めて、これを平均四時間にきりつめること、さて残りの四時間が成否の分野となる。この四時間の半分、即ち日々二時間は心の榮養に、他の二時間は、肉体の健康保全に楽しむこと。肉体の健康保全には、坐業に従事する青年は、雨が降つても風が吹いても、少くも二時間位は、屋外に活躍せよ、それは天身の體質を生かす自然の法則である。往復の時など成るべく歩け。また北陸人に特色な「いすくみ」生活は若ぼけの重因である。人ごみの電車などは心身の毒物と心得てよい。心の榮養の第一は読書である。読書には、職能に関するものと、心の榮養に関するものがある。共に書は読んで、その是非と智能の啓発とを体得すべきものであつて、書に読まれることはよくない。論語読みの論語知らずというように、今の日本の青少年のような、書の乱読は面白くない。書は予めよく読んで精読すべきものであつて、乱造の書を乱読することは精神一到の毒物である。表現の自由や、思想の自由、出版の自由などを傘にきて、いまだ理性にかけた少青年の動物慾などを煽るのは、或は世界的な一つの流れかも知れぬが、私から見れば、それらは少青年を飾りかけるワナとも見られる。少くとも、私の経験では、事物を創造したり、科学の進歩や、資源の開発はもとより、政治、産業その他あらゆる方面の開拓者には、書の乱読者はいないと思う。御参考をこころ。

終りに、本学の使命の達成には、未永く、且つ広く諸君と提携して諸君の活躍にまたねばならぬ、諸君どうか、よろしくお願いいたします。

×

×

×

×

×

×

# 大学の定員、教員の任用、経費、授業料など

—アメリカ及びドイツの大学に比較して—

鹿兒島大学長 福田 得志

私が戦後の西ドイツと西ベルリンを見たのは一九五〇年であつた。まだ日本との外交も正式には開かれていないところで、日本人としてドイツにはいつた最初の一人であつた。したがつて、いくら旧聞に属するが、ここにとりあすかつている問題に關しては、その後も大きな変化はなかつたようである。アメリカ合衆国の視察は昨一九五六年初めの約三カ月であつた。どちらも先方の医学者にあうのが視察のおもな目的であつたが、大学管理についてはとくに聞きたたしてきた。

私は大正の初めに旧制の大学で医学を修めかつ研究し外国留学の後に大正の新大学令による当時の新制大学に創立当時から就職、昭和八年旧制大学に転じ五年前に現在の新制大学々々長（初めは公立大学）に任じた。こんなわけで新旧の大学はひととおり身をもつて体験したつもりである。本文の理解と批判にお役にたつ点もあるうかと筆者の立場を明かにしておきます。

## 研究室の定員

西ベルリンの郊外ダーレムにある Freie Universität (戦前のベルリン大学の一部が移転したもの) に属する薬理学研究室 (日本の講座に相当する) の人的構成は

正教授	Ordinaris	一名
准教授	Extraordinarius	一名
講師	Dozent	二、三名
助手	Assistant	三、二名
副手	Voluntäre Assistant	一名
技術助手	Technische Assistant	三名
機械工	Mechaniker	一名
助工	Hilfsmechaniker	一名

動物係	Tierwärter	一名
小使	Diener	一名
掃除婦	Putzfrauen	二名

の堂々たる陣容十七名である。これは大学一講座の研究室としてはドイツ第一であるが、その他の大学でもこれに比して大した違いはない。教員では講師の一、二名が日本の医科大学よりも多い。しかし根本的な差異は技術助手、機械工、動物係等の職種が日本の大学研究室では殆どないことである。しかもこの職種は実験講座としては最も必要なところである。人件費の高いアメリカでも、このような下働きの人手が多く薬理講座では黒人の動物係二、三人が普通であり、教授には必ず秘書がついており住居文書をタイプしたり、口授された論文を速記しタイプして下書を作製したりしている。

日本の医学講座、とくに臨床講座の定員は旧制大学では、戦後のある機会に突然大幅に増加して内科、外科などでは助手が二十名に達するところもある。しかも技術助手や機械工などの実際に必要な職種はいない。助手は全部医師の資格をもつており技術助手にくらべると給料も高い。教授の研究や診療の手助けよりも自分の学位論文を作るのに忙しい。しかも後でのべるように勤務には年限がないから、中には勉強もしないで十年以上もこげついでいて始末にこまるものもないではない。

日本の講座では、もつと人員の配分を合理的に能率的に、しかも経済的にするように考えなおすべきではあるまいか。

## うらやましい准教授制度

アメリカの大学や研究所のすばらしい設備や潤沢な研究費は、もちろん羨望に値する。しかし、これは日本では当分及びもつかないことと諦めるよりほかはない。しかし、費用をかけないで医学教育や研究の効果を高めるに違いないやり方でもないではない。前記のべた講座研究室の人員構成などもその一つであるが、私がことうらやましく思つたのは准教授 Extraordinarius, Associate Professor 制度である。これについては先般医学雑誌 (臨床と研究、三四巻一号) にもかいたが、アメリカの准教授は多くは、パートタイムの勤務で、同じ市内の大病院の医長、或はすぐれた開業医などが囑託されている。これらの人は大病院にき

て外来をやり臨床講義をやり回診をやり又手術もやるが、教育上のおもな利点としてあげられるのは、一、医学生が立場のちがつた多くの人々から病院や治療に関して異なつた意見をきき、従つて医学上の視野を広くすること。二、大学専任の臨床教授は自分の病院における受持患者の一部を准教授にまかせることなるから時間の余裕をもち少数の自分の患者に専心し又専門の研究に充分沈潜することができる。

しかもこの准教授制は殆ど経費を要しないのである。それは准教授に囑託されるような人は、すでに社会的に高い地位にある医師が多いので全く無報酬か或は極めて僅小の手当でよいのである。実はアメリカのような実利主義の国で無報酬で働いている人があろうとは全く予期しなかつたところであつた。しかしこれらの人々は医科大学で教えることを、むしろ名譽ある奉仕と心得ている。これも家計がゆたかであるからできないことではあるが、しかし日本でも医科大学のあるくらしい都市では准教授の資格があり経済的余裕のある医師は必ずある。

金はかからない、人はあるただ問題は大学側に実行の意図があるかどうかである。ことに、おおらかな気持で意見の違う異分子をも自分の臨床に迎え入れるという寛容な態度が日本の大学教授にあるかどうかである。戦後日本の医学はいろいろの制度をアメリカに学んだ。医学教育委員、国家試験、インターン制度等々である。しかも臨床の教授でアメリカを視察した人は多いが、准教授制度に関しては殆ど報告されたものもきかない。何かこの制度のなかに日本人にそぐわないものがありとすれば、それはおそらく他人との協力によつて物事を成就することのへたなわれわれの悪い癖であろう。

昨年来日した心臓病の権威ホワイト博士は日本をさるにのぞんで文芸春秋に一文をよせて、日本の医科大学においてもぜひパートタイムの准教授制度を採用すべきことを強く忠告していた。私はアメリカから帰つてもまもなく、この文をよみ思いがけない知己を見出した感じであつた。

#### 教員の任用方式と任期

アメリカには純国立大学はない。わが国の官公立に相当するものに州立がある。しかし大学教員の任命は州知事によつてなされるのではな

い。各大学には独立した理事会 Board of Regents があつて教員に対する任命権をもつてゐる。従つて日本の教員が公務員であるのとは身分がちがう。教員の任期に厳しい制限を附することができるともここに由来してゐる。理事会の構成や選任は州によつて一様でない。ミシガン大学では八名の理事を二年ごとに二名づつ公選によつて定める。任期は八年である。コロラドでは理事六名であり、カリフォルニアでは理事二十四名、その中には知事及び知事の任命した理事も加わつてゐる。

教員の任期は大学によつて同じでないが、一般に定評のある一流大学ほど嚴重のようである。次に示すコロラド医科大学などは恐らく甘い方の例である。

教授、准教授 第一任期二年その後終身、初めの二年をばよくともできる。

助教授 第一任期二年、第二任期二年、第三任期三年、その後は退職まで

臨床助教授 第一任期一年、その後の任期も二年以上であつてはならぬ

非常勤講師 Lecturer 一年ごとに任命を更新

古参非常勤講師 Senior Instructor 三年ごとに任命

常勤講師 Instructor 一年ごとに任命

助手 一年又は二年ごとに任命

教授及び准教授に対して割合に緩やかなのは、すでに充分に定評ある人を迎えるからである。これに反して助教授ことに臨床の助教授、講師及び助手には一、二年ごとの任命が普通であり厳格そのものである。どこの国にも若朽のこげつきほど手におえないものはないと思える。しかもアメリカでは人民の税金を無能な教員のために浪費することのないようにこのきびしい年限制が設けられている。

よほどな失敗をやらない限り、研究論文を全く発表しなくても定年までその職にとどまることのできるのが日本の教授、助教授である。ヨーロッパことにアメリカではそうはいかない。教員の交流はげしいから、のんびりしてゐては職をおわれる。つねに何か新しい研究を続けねばならないという重圧がかかつてゐる。これでも困る。ほんとうに新し

いよいよ研究を窒息させる恐れがある。しかし一度就職したら一生職にとどまれるような教授天国も学問の研究を促進するゆえんとはいえない。

#### サバチカル

アメリカの大学教授には *Sabbatical Leave* という優遇制度がある。七一年ごとと与えられる一カ年の有給休暇である。古代ユダヤ人は地に安息を与えるために七一年ごとに一年耕作を休みこれを安息の年 *Sabbatical Year* とよんだ古事から発してゐる。六カ年勤務の後に給料をもらいつつ任務から解放されるのである。しかし、その期間といえども全然遊び暮すのではなく、将来大学のお役にたつために研究、視察旅行、著述等に従事するたてまえになつてゐる。大きな大学では普通のこと、ドイツ系の人などはこの期間にドイツその他のヨーロッパ旅行などを計画するものが多い。しかし私が訪ねた小さい私立の医科大学ではやつと昨年サバチカルが実施されたといつてゐた。給与も一年分ではなく、一年休暇で半年分の給与、又は半年休暇で一年分給与などいろいろのきめ方がある。

まことに有難い優遇である。しかし私は、いますぐ日本の大学にもこんな制度をと希望する勇氣はない、天国に遊んでゐる教授がいてゐるといわれているあいだは。

#### 人物交流

大学の教授名簿をみて日本と全然違つた印象をうけるのは、その大学の教授陣が有名無名の各地の大学の出身者で構成されてゐることである。日本では有名大学であればあるほど、他学の出身者をまじえないで自学卒業者だけで教授陣を組織するのを誇りとしてゐるかに見える。そのような有名大学には必ず二、三の出店の大学もあつて、その教授の補充をも引受けようとしてゐるのである。

しかし、これは日本にただ一つの帝国大学或は五指にたりない国立大学に限られた時代の名残りである。今後はたとえ弱小なりとも多数の地方の新制大学の中からもすぐれた学者が必ず生れる。どの大学も、学界から求めうる最良の学者を自分の大学に迎えるという根本方針を堅持すること以外にその大学をよくする途はないであらう。そして、この方針が確立されれば人物の交流は自然に行われることになる。

それにしても、教授の第一任期を二年としてその間に若い教授の品定めをすることは賢明な方法にちがいない。助教以下についても初めの五、六年は任期を制限するなど少くとも医学科に関する限り必要かつ可能であらう。そして、このような人物の淘汰は交流を促進して大学に清新の風をそそぎこむことになる。

#### 大学の経費と研究費

アメリカ合衆国には八十一の医科大学（総合大学に属するものを含めて）がある。その一年の総経費九三四〇万ドル、一校当り一〇〇万ドル以上で約四億ドルに相当する。これは日本では地方の総合大学の経費である。このほかに全国的に募金されてゐる医学教育資金が五〇〇万ドル、約二〇億ドルあつて各医科大学に配分される。これを合するとまことに尠大な金額である。しかし、もしアメリカの医学教育及び研究の大飛躍がこの潤沢な経費とあの壮麗な建築や近代的な設備だけにもとづくように考えるとすれば、それは非常な誤解であらう。アメリカの学者は（医学者だけではない）研究と教育のために旺盛な意欲をみなぎらせ、その力を能率的に結集する組織をつくり、かつこれを巧みに運営してゐるのである。意欲と組織、そして運営の技巧、私はこれが医学界に限らずアメリカ全般の進歩と繁栄の原動力であると考える。上にのべた医学教育資金毎年二〇億ドルに達する金額も医学者を中心として組織された各種の団体の活動によつて自力で獲得されるものである。

わが国でも私学では同窓会、校友会等の募金活動が行われて自力で資金を集めてゐるが、国立学校ではそのようなことをひがごととして排斥するような傾向さえ感じられる。戦前の国立大学ではそれでよかつたに違いない。九州大学の基礎医学では昭和十年ごろは一講座の純研究費が一万円はあつた、いまの三、四百万円の価値はあつたらう。現在は医学講座でもその五分の一又は十分の一にすぎず、新制大学では教授一人に配分される研究費は実験講座で一〇万、非実験では二、三万程度で年々いくらかづつは増額されるとしても焼石に水である。図書館費にしても新制大学では殆どないといつてもよい。このままではいよいよ貧に陥るほかはない。

すべての国立大学を経費の面で一様に取扱ふことはできない相談であ



ろう。しかし、新制大学も現在の少くとも三倍程度の研究費は各講座に配分できるようにありたいものである。新制大学は地方の自然や社会に即した特殊の研究によつてその特長を發揮すべきものではあるが、現在の状態では、ささやかな研究の端緒をひらくことさえ困難である。そんなわけで既成の業績を標準とするところの科学研究費の配分も新しい大学には甚だ薄いという結果になつてしまふ。それでは如何にして必要な経費を獲得するか、これが新制大学をあずかるものに課せられている問題である。

#### 授業料などの値上げと格づけ

アメリカ大学の授業料は日本にくらべて著しく高い。大学経費そのものが日本より大きい上に、その約二割を授業料でまかなつてゐる。日本の国立大学では授業料は大学経費の一割にはならない。又アメリカでは大学教育も一つのビジネスだという考え方が強いから、設備がよくて経費も多くかかる大学の授業料は非常に高い。同じ大学内でも医学科は他科に比して多額の経費を要するから授業料も二―五倍を課しており三〇〇―九〇〇ドル即ち一〇万―三〇万円である。州立大学では他州からきた学生には自州のものに比し二倍又はそれ以上を課しているところもある。州の住民によつて設立されている大学であるから、これが当然だとされているが、日本では必ずしもそう割切つて考えられていない。

授業料などの値上げ、いまごろ、こんなことをいひだして強い反対をうけることはわかつてゐるが、大学費の増額が早急に望めないとなれば、背に腹はかえられぬ。大学の施設を充実するためならやむを得ない場合もある。ただし値上げ分は、そのままその大学の経費に繰入れるという条件を要求する。鹿児島大学の学生数四〇〇〇名として五〇〇〇円値上げなら年二〇〇万円である。そのまま教育費、研究費等にまわれば大学としては大きなプラスである。このように大学のために役にたつことがはつきりすれば全学連等の値上げ反対もさほど氣勢があらならないであらう。又一部の学資にこまる学生には値上げを免除することも考慮されねばならない。

入学受験料などの値上げも考えてよい。私は学生の負担がいくらか増加しても大学を現在ののみじめな状態からすくい大学らしい雰囲気の中で

教育せねばならないと信じてゐる。多くの学生も同じ希望をもつてゐる。

授業料などの格づけ、しかし大学によつては右のような積極的な考え方に賛成できないところもあらう。そのような大学は現在のままにして希望する大学にだけ値上げを認めてよい。国立大学だからといつて授業料などをすべて一律にせねばならない理由はない。自主的に財源を考え経営を工夫して初めて特色のある大学ができる。窮屈なわくの中にはめこんだまま地方色をだせといつてもできない相談である。右のように考えてくると当然起つてくるのは授業料などの格づけである。現在でも古い大きな大学と新しい小さい大学との間には第一に講座制の有無という違いがある。第二に教官の数も施設の程度も雲泥の差がある。それについて授業料などの学生の負担は一律である。このごろの勘定高い学生が、このような料金の悪平等によく文句をつけないことと不思議に思つてゐる。それで私が提案したいのは、まず施設の充実した大学の学生料金を高くすることである。大学は、これによつて恐らく毎年一億をこえる経費を獲得することは容易である。そして大々学が自己財源による施設の充実ができれば小大学は現在の授業料のままでも経費のわけ前がすつとよくなる。

全国の志望者が大大学に集中することは日本における教育行政上の悩みである。私の見るところでは、その原因の一つは東京大学も鹿児島大学も一律の受験料、一律の授業料だからである。同じ値段なら優良な品物を買いたがるのは経済学の常識である。授業料の格づけは志望者の大大学集中という教育行政の癌を治療する一つの方法でもある。

(一九五七、三、三一)

# 原爆遭難記

長崎大学長 古屋 野 宏 平

この頃のように、原水爆の問題がやかましくなつてくると、一昔も前の体験、長崎医科大学での原爆罹災当時のことが、またかれこれと思出されて好い気持はせぬ。しかし一般の人には興味をそゝるか、あるいは話題の乏しい私えのおあいそでもあるか、よく方々で体験を聞かれる。先頃もちよつとしたラジオの対談放送が、存外広く各地の反響をよんだのに驚いた。それで遭難犯を今更と思うが、披露させていたゞく。

八月九日の朝はよく晴れていた。強制疎開——この疎開がなかつたら私の妻も家財も無事であつた筈の——で前の月引越したばかりの宅を七時頃に出て、空襲警報のサイレンを聞きながら、護国神社の坂道を下つて、徒歩十五分ばかりの附属病院についた。自室で待機しているうち、九時頃警報が解除となつたので、病棟に重病患者を見舞つた。その日は私の外来患者の診察日に当つているが、空襲警報で患者も来ておるまいと思つた。しかし念のため電話で受付にたしかめてもらつた処、五、六名待つてゐるとのことである。どうした拍子かその時フト、石崎君（助教）に代つてもらおうかと言う考えが、私の脳裡をかすめたが、空襲警報下になつて待つた患者に對しと思ひ返して、表本館の外来診察室に出かけた。これが私と石崎君の生死を決定したのである。私の自室にいたら爆心に向つて北に窓が開き、放射線をまともに受けるので当然死をまぬかれない。現にこの隣室に居て石崎君は翌々日、その隣の講師も一ヶ月後に原爆病にたおれたのである。

外来で三人目の患者の診察を始めた時——午前十一時二分と記録される——マグネシウムのフラッシュのような閃光を背後の南向きの窓から感じた。とつさに、前日東京から原爆直後の広島を徒歩連絡で見て帰られた角尾学長が、臨時数授会で私共に語られた新兵機、それは地上より高い上空で爆発し、非常に高度の熱を出すので、立つてゐる者は全身に

腰掛けてゐるものは上半身に火傷をうけるが、伏せていると比較的軽く殊に衣類で被はれてゐる部分は、露出部ほどひどくないと言う話を思い浮べたか、あるいは潜在意識が働いたか、とにかく診察衣を頭からかぶつて、床に伏せていた。

同時にゴーツというものすごい真音と共に、濛々として息もつかせぬ熱風が、廊下の入口の方から吹きつけて来、あたり真暗となつた。それで眼をやられて失明したと思つた人も少くなかつたそうである。この状態は機関車のうしろの石炭車上に伏せて、トンネルに突入したと思えばほゞ彷彿とするであらう。暗黒は数秒か一、二分か、そう長くはなかつた。やがてポーツとトンネルの出口にも似た明りがさし込んで来た。前にいたはずの患者も、横にいた助手、後に立つてゐた学生等がどうしたか、一切夢中で光を追って廊下に出た。そこは崩れ落ちた天井や壁のコンクリート木材などが堆く、とてもあるけないので、隣室の窓から前庭に飛び降りた。もし前の診察室の窓から飛んでいたら、そこは深いドライエリアであるためどうなつていたか。現にこのドライエリアの中で学生の死体が発見されている。

この病院は爆心から七〇〇米ばかりの処であるから、一軒以内のまづ生命が助からないと言はれる圏内である。しかし鉄筋コンクリートの三階建て南向きに並行してゐた。各室は中に廊下を挟んで南北両側にならんでおり、爆心は北西にあつた。従て北側の室に居たものは、南側のものよりまた高層の室は下層の室にいたものよりも多くの死者を出した。私の診察室は地階の南側にあつた。これも恵まれた条件である。

前庭にあり立ち西北の空——後に爆心とされた辺の——を仰いで、暗褐色にたちのぼる、いわゆる茸雲のひろがる傘を透けて、無気味に赤い真夏の太陽を見た。そしてその瞬間、さほど余裕も詩心も持たない私がサロメのなかの、今宵の月は血のように赤いと言う、衛士のせりふを思出したことを妙におぼえてゐる。

それから建物にそつて、外側から自室に辿りついた時、己のうちから火を吹いて近よれなかつた。集つた教室員とともに火を逃れて、すぐ近接する裏山に登つた。途中で落伍者がぞくぞく出る。始め私を助けて押あがっていた大和田野講師も、頂上近くで坐り込んで嘔吐を始めた。他にも

多くの人々が同じく、倒れたり、うずくまつたりして、放心したように燃えさかる下界を眺めている。これ等の人々には衣類はズタズタにさけ裸体のひどい焼爛れた皮膚が見えるのが少くない。皆一様に渴を訴え飲水を求めるが、施すすべがない。私の診察衣も繻帯代りにさきつくした。昼下り三時頃であつたらう俄か雨がサツと来た。負傷者には悪寒を訴えるものが続出した。

不思議に私は元気で山を越えて、反対側の市の東北部に下つた。この方面は家が倒壊からまぬかれ火事も起つておらない。救護所にあてられた小学校は患者であふれていた。こゝで私自身も前額の手当をけ、海軍救護班の握り飯にありついて始めて空腹を自覚した。

その夜は元の山上に引返して、農家の庭先に教室員その他多勢と野宿した。そこから夜通し燃えひろがる県庁舎辺の火事がよくみえた。夜半敵機が上空をおびやかした。救を求めてうめいていた人の声がやむと、ポツポツ死にだした。数日後には毛髪が抜け、高い熱発とともに強い口内炎で齒齦咽頭も腫れあがり、凝固性の下つた血液は、出血性となつて止血せず、赤痢様の血便を出して、これらの大半が亡くなつた。

翌早朝病院に下つた私に、重態の角尾学長から代理をたのまれ、応急処理の激務が課せられた。当日生残つた教授僅かに四名と言う状況の下では止むない次第であつた。

本来なら八月は夏期休暇中であるが、当時は非常短期速成で、休暇を返上し授業が続けられ、それに一九四〇年頃から、いわゆる東亜共栄圏への医師の供給に備えて、臨時附属医学専門部まで置かれていたので、学生の犠牲数が倍加したわけである。

大学の基礎医学教室は薬学部や事務部と共に、爆心から六百メートルの丘上に木造で建てられていた。看護婦寄宿舎も病院内であるが木造建であつた。従つてこれらは皆爆撃と同時に倒壊し、次いで高度の熱エネルギー放射によるか、火を發して燃え去つた。

当時基礎科の五つの講堂では空襲警報の解除と、ともに講義が行はれていたので、教壇の教授の前に学生のお遺骨がならんでいた。第一次大戦の際、ベルダンのさん壕に、銃尖のみを現はして、整列したまゝ、独軍の爆撃により埋死した仏軍の話は聞いたが、大学の講堂で平和の学徒が、

斯かる死をとげた例を私はまだ知らない。そして八百五十有余の尊い犠牲者の靈に対しても、今後またとあらせてはならぬ。

# 一、事業報告

## 1 第一常置委員会

日時 昭和三一、一一、二九(木) 午前十時  
場所 京都大学  
出席者 滝川委員長、山田、安達、鰐淵、関口、佐藤、江国、辻田、岡出の各学長

開会にあたり滝川委員長から

今秋は当協会の総会は開催されないことになり、会長からも話があつたので、第一常置委員会を本日まで開催することにしました。ついで懸案の「文理学部」の問題について協議されたい旨の挨拶があり、

江国委員から第十三回総会の際滝川委員長代理をつとめた関係から同総会及び委員会における議事について報告並びに説明があつたのち各委員間の自由討議に移り、結局この問題は数年来の懸案であり、総会数次にわたり論議されてあるので、この委員会単独の研究討議だけでは結論を出し得ないから、委員長より会長に対して次の要望を行うことにした。

### 要 望

新制大学における文理学部の現状は、その教育内容、当該大学の総合的運営等の上から見て、幾多解決を要する問題をもつているので、本常置委員会は、過去数年に亘り研究討議を続け、その都度総会に報告してきたのであるが、この問題の性格上、本委員会において、従来の結論以上に研究を進めるには適しないと認め、将来関係者の間で結論を参考として研究を進め解決すべき旨、昭和三十一年五月総会に報告して諒承を得た。

しかし文理学部問題は諸般の事情から見て、急速に解決を要するものと認められるので、この際文部省、文理学部を有する十四大学長および

大学設置審議会等の関係機関が連合会議を開催し、速かに具体的解決案を得て、解決の方途を講ずるよう更に推進されたい。  
右要望する。

昭和三十一年十一月二十九日

第一常置委員会委員長

国立大学協会長 殿

## 2 役員会

日時 昭和三十一年、一二、三(月) 午前十時  
場所 東京大学大講堂南側会議室  
出席者 会長、各役員及び各常置委員会委員長  
(欠席者、副会長、京都、香川、熊本、茨城各大学長)

文部省―稲田事務次官、緒方大学学術局長、春山大学課長

矢内原会長主宰の下に開会、先ず第十三回総会(昭和三十一年五月二十一、二十二両日開催)以降における会員の異動報告があつてのち、左の諸事件について審議した。

一、国立大学財政の諸問題について

臨時の稲田次官から、新任緒方大学学術局長の紹介があつたのち、昭和三十一年度概算については、まだ大蔵省に説明しただけで未定であるが、文部省としては国立大学の基本的予算の充実に重点を置き講座研究費、教官研究費については昨年増額したので今年はこれを据置くが研究費としては従来非実験講座となつていたもの、中を実験講座とすること、講師に研究費を付けることを要求している。又学生経費については特に医学、歯学、薬学及び化学系に重点をおき、増額を要求している。又教官旅費の増額、庁費については、その積算において教官系も五、〇〇〇円に上げることに努力している。学生の補導厚生費については、「健康」に重点を置き、体育運動、治療の両面から

検討した一方、学部、学科の増設は抑制しているが、技術系の新設は要求している。文教施設費の増額要求は勿論であり、科学技術者の養成、理科系学生の増募を初め、ロケット研究等の所要経費を計上している旨報告があり。授業料値上げ増収分を教官研究費、学生経費などに還元すること、学外実地指導と教官研究旅費の不足、現存学生寮の完全補修等について質疑並びに意見の交換があつた。

## 二、学生健康保険について

稲田次官から、本問題については、国立大学からは促進実施の要望があり、公立大学及び同短大側もこれを支持しているが、私立大学側では見合わせの意見が強く又結核を保険から除外したいなどの意見もあり、文部省としては、重要な点で意見が一致していないでは、国立・公立大学だけで実施したらよいとの意見もあるが、全体の青年層の社会保障の面から見て、実施にまでは踏み切れない実情にあり、来年度（昭和三十二年）よりの実施は困難であるとの報告があつた。

このことについて、種々意見の交換があつたが、結局問題は、全額国庫負担ならともかく、でないといふ私大側の意見のまとまりは程遠いものと思われるので、国立大側としては一つには、千葉大学、山梨大学等で現に行つている学生健康保険の制度をモデルとして実施し、これに人件費位を文部省で配慮する、いま一つには、私立大学側代表者と懇談し研究する。以上二本建で今後進むこととし、なお、第四常置委員会にこれが対策の研究方を依頼した。

## 三、大学設置審議会委員（後任候補者）の推薦について

文部省からの依頼に基づき木下東京学芸大学長退職に伴う大学設置審議会委員候補者倍數二名の推薦について諮り、東京学芸大学長村上俊亮氏と静岡大学長山田良之助氏の二名を推薦することに決定した。

## 四、文理学部の問題について

昭和三十一年十一月二十九日、京都大学において開催された第一常置委員会の協議の結果を山田学長から、首題の問題は、文理学部を有する各大学（十四大学）の事情がそれぞれ特殊のものがあるので、大学毎に立案する外なく、第一常置委員会単独では、これ以上の審議は無理である、よつて、文理学部を有する十四の国立大学長、学芸大

学長、大学設置審議会委員及び文部省との合同会議で研究討議し、具体案を作成されたいとの要望書を会長に提出することに決定したとの報告があつた。

## 五、次の件について話し合いがあつた。

### 1 一般教育担当教官の不足について

医学進学課程（プレメデイカル・コース）ではこの不足の討議について目下考究しているが、一般的に考えることは中々むづかしい。然し、この教官の養成については、文部省においても十分考慮してほしい。

### 2 研究所の規模及び共同利用のための研究所施設の運営方法について

大学に附置される研究所が、だんだんと多くなつて来て学部との関係などにおいて、大学の性格が變つてくるようなことはないか。国立〇〇研究所設置法ともいうべきものを作つて、大学以外に研究所（勿論現業官庁附置の研究所とは違つた、身分の保証、研究の自由等を認める）を作れるようにしてはどうか。

### 3 小学校より大学までの一貫教育の在り方について

昭和三十四年度から大学入学試験に数学Ⅲを課すことが問題として採りあげられているが、大学は大学の必要に応じてやるので、高等学校はこれに従つて来るだろうが、高校は、大学と中学との間にはさまり、大学は、高校と社会との間にはさまつて困つている状態だ。小学校から大学まで全体を通じて考えねばならぬ。大学としては大学の教育上の必要に応じて考えねばならないが、高校と大学との教科目の関係を研究する必要がある。

### 4 在外研究員の増員について

第十三回総会（昭和三十一年五月二十一、二十二の両日開催）の協議に基き、五月二十九日附をもつて、文書により当局に対し要望した事項（会報第十一号第三十三頁参照）の中「在外研究員制度の拡充」の重要性について、進藤事務局長から（最近年間の在外研究員は約三十人の過少であるが、これを百人以上にまで拡充して国際学術水準を確保するようにとの）報告説明があり、文部省の努力推進方を要請した。（以上）

### 3 役員会

日時 昭和三二、四、二〇（土）午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 会長、副会長、各役員、各常置委員会委員長

（欠席者） 江国、勝沼、滝川各役員。但し、東北大、東工大は代理出席

文部省 緒方大学学術局長、春山大学学術局大学課長

矢内原会長主宰の下に開会

一、理事交替について

右につき会長から、香川大学長谷口吉彦氏逝去につき、同大学学長事務取扱大泉行雄氏が本日出席された旨、報告があつた。

二、昭和三十一年度の決算承認について

進藤事務局長から、別紙決算書につき説明あり、異議なく承認された。

三、昭和三十一年度の予算案承認について

進藤事務局長から、別紙予算案の内容につき説明あり、異議なく原案を承認可決した。

なお、別紙財産目録についても同様承認された。

四、国立大学関係の予算について

右につき、緒方大学学術局長から、大要次の説明があつた。「昭和三十一年度文部省所管の総予算は、一千四百四十四億五千七百万円で前年度に比し、百三十九億円増である。このうち、国立大学関係（国立大学、附属病院、附置研究所を含む）は、三百六十九億二千六百万円で、三十五億七千万円増である。その内容を言えば、国立学校運営費のうち、学生経費は二〇％増で、一億八千七百万円増、教官経費は一〇％増で、三億百万円の増、ほかに教育研究旅費が五・二％増で、人件費増も相当ある。

新規増の面では、原子力関係で、四大学（東北大、東大、京大、大阪大）四講座増である。学生は、東北大、東工大、京大、大阪大で三

十七名の増募である。東工大の原子力内容の整備、大阪大のホットラフの整備をする。又、別に原子炉の増設もある。そのほか新規の学科としては、自然科学系統の学科を増設した。講座は二十一講座、理工科系統の学生増募は五百十二名である。研究施設の新設としては、名古屋大の水質化学、広島大の微晶、大阪大の癌、九州大の木材、一ツ橋大の経営、東北大の地磁気、金沢大の臨海実験所、新潟大の脳外科等の諸研究施設がある。このほか、部門増と整備を図つた。次に附属病院については、運営費の面では、教官研究費は同率で、患者医療費増は増した。又、附置研究所では、東大に物性研究所を創設し、その目標は二十五億円で、二年乃至三年の継続である。初年度は一億円である。原子力関係では、京大に原子炉研究所を新設し、初年度予算は一億円である。

国立大学関係の予算の要は以上のようなものであるが、国立大学関係以外の予算としては、本省のうち、科学研究費は、十二億二千二百万円、七千万円の増である。在外研究員の費用は、七千万円が一億円となつた。又、特別文教施設費は、二十九億八千万円で、七億一千万円の増である。

国立学校設置法の改正があつたが、その内容は、附置研究所の新設として東大に物性研究所を創設し、このほか予算に関係ないが、東京水産大学の位置を神奈川県から東京都に移し、商船大学の名称を東京商船大学と改め、静岡県から東京都に移した。これに関連して、国立学校設置法施行規則を改正し、定員三百六十一名増で、六万一千五百八名となり、そのうち、学年進行による増は三百十五名、新規増は四十六名である。教員養成大学関係では、学生定員を調整し、二年制の学生四千四百四十名を減じて四年制学生を二百八十五名増した。教官事務職員六十一名を減じ、新規増百八名より差引き増四十七名となつた。教員の退職する率は、従来は六・七％であつたものが、今は三％に減じた。又、附属研究施設として講座の増設に伴い、省令を改正した。」

以上の説明に対し、小池理事から育英費につき質問あり、緒方大学学術局長から、その予算は、四十二億五千万円で、五千万円の増とな

り、うち貸与額は四千万円、事務費は一千万円である。教育奨学生は従来、第一、第二学年の学生に貸与していたが、これを延長して第三、第四年の学生にも貸与することになった。その貸与率は、六〇%を五〇%に下げ、第三、第四学年の学生については二五%とした。二年課程は全部廃止の予定であると答えられた。

右のほか、戸田理事からは、教員養成大学のあり方、会長からは、在外研究費中、原子力関係者の別枠問題、科学研究費の内容、学生経費及び教官研究費の増額と授業料増額との関係、庁費の増額、管理職手当について国立大学と文部省との間の差別撤廃、大泉理事からは、在外研究員派遣の決定方法、森戸副会長からは、海外よりの留学生の取扱、その他について質疑応答があつた。

## 五 学生健康保険制度について

戸田理事(第四常置委員会委員長)から、本年三月二十八日文部省において、学生健康保険問題につき会合あり、その際、国立大学としては一致して既定方針の通り原案の一部を適当に修正して、なるべく早く実施するよう是非明年度の予算に計上されたいと述べておいた。然るに、私学協会では、その趣旨には反対でないが、実施方法につき異議あり、育英制度のように疾病者には政府においてこれが療養費を貸与し、何年間の間にこれを返還させるようにしたいとのことであつた。又、私学連盟では、結核患者は除外したいとのことであつた。これに対し文部省としては、それでは本旨にもどるものとし、参加しないものは、それでもいいとして明年度から実施したいとの意見であつた。然し、私学側から、今回は、もつとよい案を聞くつもりだつたので、本日直ちに決定することは少し待つてほしいとのことであり、そのため来る四月二十四日、今一度会合することとなつた。本問題については、本協会としては、全会一致して明年度からの実施を希望することとし、この会合には、本協会から戸田、東西委員長及び柏木専門委員の三氏が出席することとした。

なお、森戸副会長から、広島大学においては、その成立までの段階として、昭和三十三年四月から学生健康保険組合を施行することとした。その参加は任意で、保険料金は年額八百円とし、結核患者には二

年間貸与し、一年三万円を限度とする。夜間学生は除外し、入会することができるとある者の九割が参加し、保険料金の納入は、授業料の納入よりも成績は良い。これは直接父兄に連絡したためかと思うとの報告があつた。

## 六、大学設置審議会後任委員候補者推薦について

大学設置審議会委員、佐藤武雄、村上俊亮の両氏は任期満了に因りその後任候補者として倍数の四名を推薦されたいとの文部省からの依頼に基いて協議の結果、次の通り推薦することに決定した。

村上 俊亮(東京学芸大学長)

佐藤 武雄(信州大学長)

山田良之助(静岡大学長)

平沢 俊雄(大阪外国語大学長)

## 七、本協会の理事増員について

会長から、北海道学芸大学ほか十四大学の学長連名で、新制大学発足以来既に七年余経過しているが、その施設等旧態依然たるものがあり、教官の定員増、殊にその研究費に至つては、旧制大学から移行した大学に比し、格段の相違があるため、教官の研究は殆んど機能を失い、兎角社会の批判を蒙ることが少なくない。ついてはこれらの隘路を打開するためにも、国立大学協会を中心として新制大学当事者が自らの問題を掲げて関係方面に強く働きかける必要を痛感している。この際、国立大学協会の理事を増員して、新制大学からも多数これに加わり、これにより関係問題の解決に努力するため、これが実現方願したいとの申請あつた旨、紹介があつた。これにつき種々審議したが結局、改めて理事を増員せず、各常置委員会を活用し、以上の意見が反映するよう努め、必要があれば各常置委員会の委員長が理事会へ出席すればよかるうとのことであつた。

## 八、第十四回総会開催期日並びに議題について

右開催日は、六月十四日(金)、十五日(土)の両日と決定し、議題については、各常置委員会において、それぞれ協議の上、問題を取りまとめることとした。

(正午 散会。)

## 二、 会 計 報 告

昭和32年4月20日開催された当協会役員会において承認された  
昭和31年度決算及び昭和32年度予算案は次の通りであります。

昭和31年度(自昭和31年4月1日  
至昭和32年3月31日) 決 算

国立大学協会

科 目	予 算 額	決 算 額	予算額と決算額との比較	備 考
歳 入 の 部	円 2,100,000	円 2,107,461	円 7,461	
1. 会費	1,230,000	1,230,000	0	内1万円30年度会費
2. 預金利息	30,000	37,429	7,429	
3. 前年度繰越額	840,000	840,032	32	
歳 出 の 部	2,100,000	1,156,858	943,142	
A 事業費	890,000	446,552	443,448	
1. 総会費	340,000	177,022	162,978	第13回総会(31.5.21-22)
2. 役員会費	40,007	18,566	21,434	
3. 委員会費	60,000	17,880	42,120	会報第10号、11号
4. 会報発行費	100,000	70,200	29,800	
5. 調査研究費	350,000	162,884	187,116	
B 事務費	910,000	710,306	199,694	
1. 人件費	660,000	639,000	21,000	職員3人
2. 備用品費	20,000	1,200	18,800	
3. 借用品料	40,000	13,192	26,808	
4. 消耗品費	30,000	8,420	21,580	
5. 印刷費	40,000	5,020	34,980	
6. 通信費	50,000	13,914	36,086	
7. 旅費	20,000	12,450	7,550	
8. 雑費	50,000	17,110	32,890	
C 予備費	300,000	0	300,000	
翌年度繰越額	0	950,603	950,603	

昭和32年度(自昭和32年4月1日  
至昭和33年3月31日) 予算案

国立大学協会

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	2,200,000	
1. 会費	1,220,000	1学部当り5千円 244学部 計122万円
2. 預金利息	30,000	
3. 前年度繰越額	950,000	
歳 出 の 部	2,200,000	
A 事業費	950,000	
1. 総会費	400,000	72大学170人(2日)(茶菓弁当等諸費)1回計 20万円 年2回分 役員等20人1人5百円( " " )1回計 1万円 年4回分 委員等20人1人5百円( " " )1回計 1万円 年6回分 1回5万円(5百部) 年2回発行 調査会及び研究会(手当、車代、茶菓その他)
2. 役員会費	40,000	
3. 委員会費	60,000	
4. 会報発行費	100,000	
5. 調査研究費	350,000	
B 事務費	950,000	
1. 人件費	690,000	職員3人1人年額平均23万円(賞与、昇給を含む) 机、椅子等購入(現在東大より借用中)
2. 備用品費	20,000	
3. 借用品料	40,000	総会場借用及び事務局電話料金等
4. 消耗品費	30,000	
5. 印刷費	40,000	会報以外の印刷
6. 通信費	50,000	72大学1回平均千円 年50回(電報、書留、速達等を含む)
7. 旅費	30,000	
8. 雑費	50,000	
C 予備費	300,000	

### 財 産 目 録

昭和32年3月31日現在  
国立大学協会

1.	資 金	現 在	額		
	(1)	預 金	預 金	(20万円 3口)	600,000円
	(2)	普 通	預 金		350,603円
		合 計			950,603円
2.	備 品	台 帳	総 計 額		51,500円
	{公印、書庫、書棚、謄写版、名票、石油} {コンロ、窓日除、書籍等 22点}				



### 三、調 査

#### (一) 昭和三十二年国立学校予算小観

(主として国立大学歳出予算のこと)

〔本稿中の教額等については総予算書、参照書、各目明細書を資料とし記したるが文部予算の編成に直接携つておるものでなく十分の資料を持ち合せていないから諸点に付多少の誤差があることを附記する。〕

東京工業大学事務局長 佐 藤 憲 三

国立学校の予算とは国立学校運営に関する予算を指している。国立学校予算の中には国立大学七二(附属の小学校、中学校、高等学校を含む)、大学附属病院二二、大学附置研究所五八及び国立高等学校八を包括している。附属学校や国立高等学校等の予算は、国立学校全体の予算参百六十九億二千六百六十四万五千円から見れば寡少なものであるから、此処でいうところの予算とは、専ら国立大学の運営に使用されることの経費であるといつてもよい。国立大学運営に要する経費といつても大学固有の経常的経費ばかりでなく、文教政策としての事項に盛り込まれている文部省各局経費の内、国立大学に、直接に関連する経費として、国立文教施設費及び国立文教災害復旧費がある。稍々間接的な関連経費として科学振興に関する経費(科学研究交付金、科学試験研究補助金、輸入機械及図書購入費補助金)、在外研究員派遣に関する経費、内地研究員に関する経費、育英奨学に関する経費、学徒援護に関する経費及び国立学校職員共済組合に関する政府負担金及び諸経費とかいつたものも、国立大学運営上には大きな要素となつてゐる。尤も関連的事項経費としての科学研究費、在外研究員費、内地研究員費、育英奨学及び学徒援護に関する経費は全額を国立学校に配分し、使用されるものではなく公立、私立の大学その他に於ても使用されるものであるが大部分は国立大学関係機関に於て使用されるものである。以上の予算の概要を示すと次の通である。

国立学校関係予算総表

区 分	32年度予算額	31年度予算額	増 加 額
国立学校運営費	三六、六六五、〇〇〇	三三、三三三、八五五	三、三五七、一四五
国立学校	二六、三三三、三七四	二四、四四七、七三三	一、四四九、六四一
附属病院	七、四〇一、〇〇〇	六、四〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
附属研究所	二、八〇一、三三三	二、五九一、〇〇七	二〇〇、〇〇〇
国立文教施設費	二、九一三、三三三	二、二六六、七三三	七二一、五〇〇
国立文教災害復旧費	一、三三三、三三三	〇	一、三三三、三三三
小 計	三九、三三三、一〇〇	三三、六三三、五九一	四、四六六、五〇九
科学研究費	一、三三三、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
在外研究員費	一〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
内地研究員費	六、七三三	六、六三三	一〇〇、〇〇〇
小 計	一、三三九、七三三	一、二三三、六三三	一〇〇、一〇〇
育英及学徒援護関係費	四、一五六、四〇〇	四、一三三、三三三	四、〇〇〇、〇〇〇
国立学校職員共済組合負担金	七三三、八三三	七〇一、八三三	三三、〇〇〇
合 計	四六、一三〇、〇七三	四〇、六六四、四二四	四、四六五、六四九

前表合計額を見るに昭和三十二年に於ける文部省所管の総予算額千四百四十四億五千七百九十九万七千円の大凡三二%が国立大学、病院、研究所の経費であることを知る。

昭和三十二年予算が昭和三十一年度予算に比較して相当大幅のふくらぎを来たしていることは前表に示す通り、国立学校運営費三十五億七千三百七十九万千円、国立文教施設費七億一千五百五十三万九千円を増加している。過去二年間にわたるわが国経済の好況を反映し、昭和三十二年に於ける国民所得の増大によつて、国庫収入の増加も見込まれるため財政政策の一兆円の枠も超えて膨張した総予算が組まれた影響もあることはいえ国立学校予算が増加を来たしたことは文部省当局の努力の賜であることに外ならない。又大学財政の確立に関しては数次に亘り国立大学協会より強く要望しておつたところである。此れに対して昭和三十二年予算に於て文部省当局が応えたものと考へてもあながち言過ぎではあるまいと思う。特に三十二年予算編成に際しては国立大学協会

より国立大学の総意を以て大学財政確立の一方策として一、教育研究費二、在外研究員派遣人員の増加三、国立文教施設費の三項目については特段の考慮を払うよう文部、大蔵両当局に対し要望した。大学の要望するところは遙かに遠いが一応三項目については夫々増加した結果が見られ、将来更に飛躍するための基盤を得たものとして深甚の敬意を払うものである。

さて前表昭和三十一年度予算中国立学校固有の運営費について予算科目を基として大別すると次表の如き結果を見ることが出来る。

予算科目別内訳

区 分	比率	組 織 区 分		比率	比率	総 額
		国立学校	大学病院			
三十二年予算額	100%	三六、六三三、七五七	七、二〇一、〇〇六	二、八〇三、二三五	100%	三六、九三六、六五九
内 人 件 的 経 費	71	二九、二七七、六三三	三、二七〇、九三三	一、五九三、八四四	64.8	三三、九四二、四〇九
俸 給 手 当 等	45.5	二四、〇九六	一、八、三六六	三、七五五	1	三〇、〇八七
旅 費	1.2	三、四、〇九六	一、三	三、七五五	1	三、九四二、四〇九
物 件 的 経 費	22	五、九三三、五四四	五、五〇三、三九一	一、〇三三、一八五	20.4	七、五四一、〇五八
校 費	4	一、二六、一七七	一、五、九三三	二、六、五〇〇	3.5	一、〇三三、一八五
土地、建物修繕、維持及新営費	0.8	二、四、四七七	二、六、一七七	二、六、一七七	0.5	二、四、四七七
其 他	0.8	二、四、四七七	二、六、一七七	二、六、一七七	0.5	二、四、四七七
実習船関係費	0.8	二、四、四七七	二、六、一七七	二、六、一七七	0.5	二、四、四七七
受託研究費	0.8	二、四、四七七	二、六、一七七	二、六、一七七	0.5	二、四、四七七
奨学交付金	0.8	二、四、四七七	二、六、一七七	二、六、一七七	0.5	二、四、四七七
医療関係費	0.8	二、四、四七七	二、六、一七七	二、六、一七七	0.5	二、四、四七七
特殊設備費	0.8	二、四、四七七	二、六、一七七	二、六、一七七	0.5	二、四、四七七

備考 附置研究所に於ける特殊設備費は原子核研究所、物性研究所、天文台望遠鏡関係の設備費である。

これ等の経費は次表に示す職員定員六一、五〇八人に関する経費。学生生徒二八八、三〇〇余人の教育、研究のための一年度間の経費である。

区 分	国立学校	大学病院	附置研究所	合 計
三十二年職員予算定員	四七、八七七人	一〇、四四五人	三、二二二人	六二、〇四七人
内 一 般 職 員	三、六七九	八、五九九	一、五七一	三、八四九
内 教 育 職 員	三、九七三	一、八〇〇	二、一四〇	三、九七三
内 船 舶 職 員	三、三	〇	〇	三、三
三十二年学生生徒予算定員	二六三、四八八	四、八二〇	〇	二六八、三〇八
内 大 学 院 学 生	九、三六〇	〇	〇	九、三六〇
内 専 攻 科 学 生	一、三〇一	〇	〇	一、三〇一
内 学 部 学 生	一、三三〇、〇三〇	〇	〇	一、三三〇、〇三〇
内 短 期 大 学 学 生	五、三三〇	〇	〇	五、三三〇
内 高 等 学 校 学 生	一、七四〇	〇	〇	一、七四〇
内 附 属 学 校 学 生	三、五三〇	〇	〇	三、五三〇
内 各 種 学 校	八、一五五	〇	〇	八、一五五

大学の研究費が多いとか少ないとかいわれているのは、概ね運営上の総経費に対する人件的経費と物件的経費との割合を基礎にして論議されるのが一般的の考え方であつて、戦前の状態(大学は特別会計であつた)は国立学校に於て人件的経費三五%、物件的経費六五%であつたものが、逐年半、半の割合から戦後には段々人件的経費が過大となつて、今次予算の如く国立大学だけについて見ると大凡は人件的経費七二・二%物件的経費二六%、其他一%という逆の状態になつた。これは人に伴う経費が重視されて校費については軽視されたとも見られる結果に外ならない。校費即ち教育研究費も同様な比率で増加するならば支障ないのであるがそうした措置は十分でなかつたため、人件的経費は増加しても物件的経費が不足なので、教育研究の活動も希望通出来ないという声になつていのである。物件的経費の中で大凡二五%乃至三〇%を占める電気、瓦斯、水料、燃料、電話、電信等に要する経費は大学、研究所の特質上一般行政官庁のそれとは比較にならない程多額を要するものであるから今後の予算の組方についても、抜本的に制度改善やら予算の構造編

成等を研究して大学に於ける教育研究の効果のあがる様に留意して貰いたいものである。

昭和三十三年に於て前年度予算に比し増加した主なものは職員等の給与改訂昇給による俸給手当二十三億円、研究関係は一〇%相当額四億四千万、学生関係二〇%相当額二億円、大学病院関係費四億円、附置研究所関係其他三億円、合計三十六億円に達しているが増加額中大部分は給与関係に属するので所謂物件的経費は十分に増加したものとはいえない。今後更に拡大強化をして研究上遺憾のないよう要望したい。前記増加額の組織別の事項大要を示すと次の通りである。

一、国立学校の分

区分	増加額	増加の内容	32年度	31年度
人件的経費	一、八四、六三三	給与の改定、昇給、新規増員による増	一九六、〇三六	一七六、七六六
旅費	一、七五、二四七	増員及計算調整増	一九、七五七	一七、四八五
物件的経費	三、二五、六〇〇	研究出版、解剖体標本等	三、三三、九〇九	三、〇一、七三三
校費	五、六六、三三六	一〇%増	七、〇〇、八二二	六、四八、三三三
研究関係費	二六、三三六	研究出版、解剖体標本等	五、九三、四四四	五、四三、三三六
研究特別費	四、八六六	研究出版、解剖体標本等	五、〇〇、〇〇〇	四、八六六
学生関係	一、〇五、〇〇〇	一〇%増	一、一五、〇〇〇	一、〇五、〇〇〇
臨時事業費	一、〇五、〇〇〇	金環蝕観測準備、国際地理学会、遺伝学会費	一、〇五、〇〇〇	一、〇五、〇〇〇
設備充実	五、九、〇〇〇	設備更新、学科新設	五、九、〇〇〇	五、九、〇〇〇
原子力研究関係	三、五、七三三	講座増設、学生増募、研究施設整備、ホットランプ設置	三、五、七三三	三、五、七三三
大学院整備	一、〇、〇〇〇	講座整備	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
学科新設等	二、〇、七三三	学科新設、特別教科教員養成課程整備、専攻科設置、講座増設、学生増募、教員養成課程学生の減少	二、〇、七三三	二、〇、七三三
教官の増員等	六、二、二二二	演習林等実習施設、特殊装置運転職員等増員	六、二、二二二	六、二、二二二
特殊職員増員	三、一、五三三	演習林等実習施設、特殊装置運転職員等増員	三、一、五三三	三、一、五三三

二、大学附属病院

区分	増加額	増加内容	32年度	31年度
附属研究施設	三、一七〇	研究施設の新設、整備	三、一七〇	三、一七〇
附属学校の整備	三、四四〇	純系動物飼育室の設置	三、四四〇	三、四四〇
校費	△三、三三二	学級増加	△三、三三二	△三、三三二
土地、建物修繕維持及新営費	五、六、八四四	自然減少	五、六、八四四	五、六、八四四
実習船関係費	△一、四、三三三	自然減少	△一、四、三三三	△一、四、三三三
受託研究費	△一、六、四九九	自然減少	△一、六、四九九	△一、六、四九九
奨学交付金	五、五、九六〇	自然減少	五、五、九六〇	五、五、九六〇
合計	二、四四九、六三三		二、四四九、六三三	二、四四九、六三三

三、附置研究所

区分	増加額	増加内容	32年度	31年度
人件的経費	三、六、三三三	給与の改定、昇給、新規増員による	三、六、三三三	三、六、三三三
旅費	二、二、二二二	研究出版、解剖体標本等	二、二、二二二	二、二、二二二
物件的経費	三、二、二二二	研究出版、解剖体標本等	三、二、二二二	三、二、二二二
校費	三、二、二二二	研究出版、解剖体標本等	三、二、二二二	三、二、二二二
看護学校	五、五、五五五	研究出版、解剖体標本等	五、五、五五五	五、五、五五五
診療科増設	五、五、五五五	研究出版、解剖体標本等	五、五、五五五	五、五、五五五
病院諸整備	三、二、二二二	研究出版、解剖体標本等	三、二、二二二	三、二、二二二
土地、建物修繕維持費	一、一、一三三	研究出版、解剖体標本等	一、一、一三三	一、一、一三三
医療関係費	四、四、四四四	研究出版、解剖体標本等	四、四、四四四	四、四、四四四
患者診療	三、三、三三三	研究出版、解剖体標本等	三、三、三三三	三、三、三三三
学用患者研究	一、一、一三三	研究出版、解剖体標本等	一、一、一三三	一、一、一三三
病床増設	一、一、一三三	研究出版、解剖体標本等	一、一、一三三	一、一、一三三
諸設備	五、五、五五五	研究出版、解剖体標本等	五、五、五五五	五、五、五五五
合計	五、〇、〇〇〇		五、〇、〇〇〇	五、〇、〇〇〇

## (二) 国立大学入学志願と入学の状況

東京大学庶務課次長 二 宮 永 蔵

最近における大学の入学に関する問題は、あまりにも錯雑せる問題の多くを含んでおり、クリア・カットに割り切ることは困難のようである。戦後における学制改革により、へい息するかに見えた有名校集中問題が再び現出して来たり、白線ならぬ浪人がまた姿を現して、予備校教育が次第次第に浮び上がり、あまつさえ有名予備校への集中が激化して、予備校浪人さえ現れて来ていることは、まことに寒心に堪えない事実である。

国公立大学への志願者の数は、昭和二十八年年度においてはおよそ五十万七千人、二十九年年度においては五十八万六千人、三十年年度においては六十五万八千人と大巾な増加を示しているが、三十一年度は六十六万六千人で約八千人余りの増加に過ぎない。三十二年年度の国立大学の志願者数について見ると、むしろ昨年度に比べて減つて来ている。昭和三十一年年度の国立大学第一期校の入学率は四・八四倍、第二期校は四・八三倍であり、一昨年度の五・三四倍、昨年の五・四四倍に比較するとかなり低下している。この低下は各大学別にも一様に見られる傾向であり、中には昨年の一〇・二倍から二〇・三倍に上昇した理工科系大学もあるが、志願者が千名以上も減つていいる大学も見られる。このように全般的に志願者が減少した理由としては、色々な原因を含んでいいると思うが、最近の教員の就職難が反映して教育学部(学芸学部)への志願者が減少したこと、高等学校の進学指導が充実して来たこと、国立大学の入試科目八科目を徹遠して私立へ逃げたこと、好景気から都会の私立大学への志願者が増したことなどが考えられよう。国立への入学志願者も、大体において本年あたりが頭打ちの線ではないかと考えられそうでもある。然し数の上での頭打ちが直ちに試験地獄の緩和を来たすことを意味しない。国立大学への合格者の中に占める浪人の比率が、年毎に上昇して来ている事実や、所謂有名大学ほどこの浪人組の占める率が高いことからして

区 分	増加額	増加の内容	32年度	31年度
人件的経費	千円 一三九、三六六		千円 一、四三三、六六六	千円 一、二九一、九三三
俸給手当等	二七、三六〇	給与改定、昇給、新規増員	一、三九三、八〇四	一、三二六、五三三
旅費	二、二一六		三、七、五三五	三、三、四六九
物件的経費	八四、七三三		一、三〇七、八四六	一、二九六、二一四
校費	一三三、六二二		一、〇三三、八二五	九〇七、五七四
原子力研究	一七、八三三			
物性研創設	三三、四七五			
部門増設整備	一八八、一七〇			
共同施設	一五、三三七			
特別事業	一五、六八四			
自然減少	△三三、九三六			
建物新営費	△三〇、〇〇〇		三六、五〇〇	五六、五〇〇
受託研究費	△八、七七六		二六、二七七	一七、三五一
特殊設備費	△二九、六五五		二八、〇〇四	三二、六六九
原子炉購入	△一〇〇、〇〇〇			
自然減少	△二九、六五五			
合計	△三三、三六		二、八〇三、三三五	二、五七六、一〇七

尙、昭和三十一年度文部省主管歳入予算中、国立学校、大学附属病院研究所等に係るものは次の通りである。

区 分	32年度	31年度
授業料及入学料、検定料等	千円 一、八〇七、五三八	千円 一、六九四、四〇三
寄宿料	四〇、三九六	三九、九五六
病院収入	五、五一二、七三八	五、〇八九、二七一
受託調査試験及役務収入	四二、五三六	三三、五八九
物品売却収入	六一一、七三三	七五九、五六一
用途指定寄附金収入	六、二四〇	二九〇
計	八、〇二一、一八一	七、六一七、〇六九



第五表

新制大学志願者入学者累年比較表（男子）

昭和三十二年 昭和三十三年 昭和三十二年 昭和三十一年	入学者			入学者			入学者		
	総数	国立	私立	総数	国立	私立	総数	国立	私立
昭和三十二年	101,597	77,594	49,313	83,445	35,574	33,913	8,036	49,671	48,455
昭和三十三年	126,377	121,295	14,381	83,263	38,299	2,993	44,695	48,455	56,321
昭和三十二年	103,037	115,171	13,956	82,467	38,299	3,897	40,351	40,631	33,911
昭和三十一年	90,956	151,711	32,966	96,393	41,099	5,849	50,849	31,144	27,019
昭和三十二年	47,565	199,433	31,955	133,033	47,911	5,849	69,282	26,000	24,033
昭和三十一年	45,735	190,533	28,466	127,813	39,969	5,377	66,436	24,444	22,044
昭和三十二年	53,179	212,533	49,390	156,626	51,586	7,259	72,595	22,855	22,044
昭和三十一年	58,899	212,990	49,390	126,311	38,530	5,158	72,595	19,744	15,012
昭和三十二年	59,347	244,866	48,669	198,033	37,951	5,068	76,783	20,049	15,012

備考 一、昭和二十七年は男女合計数を示す。  
二、昭和二十三年は新旧学校制度の切替期に当つて多数の学生生徒が旧制の学校より編入学の取扱を受けているので入学率の算出は見合せである。

第六表

新制大学入学者累年比較表（女子）

昭和二十三年 昭和二十四年 昭和二十五年 昭和二十六年 昭和二十八年 昭和二十九年 昭和三十年 昭和三十一年	入学者			入学者			入学者		
	総数	国立	私立	総数	国立	私立	総数	国立	私立
昭和二十三年	3,924	4,413	3,924	1,968	3,078	1,968	69,759	69,759	68,667
昭和二十四年	8,856	8,333	5,496	6,134	4,001	3,831	69,759	69,759	68,667
昭和二十五年	17,712	15,121	8,037	8,935	4,001	2,866	50,384	48,111	55,339
昭和二十六年	31,300	21,612	11,751	13,863	6,928	4,273	44,039	44,151	44,611
昭和二十八年	50,159	31,640	11,751	18,066	8,660	1,094	35,894	36,000	36,445
昭和二十九年	57,283	31,640	11,751	10,107	9,055	1,067	35,894	36,000	36,445
昭和三十年	69,737	35,044	11,751	10,107	9,055	1,067	35,894	36,000	36,445
昭和三十一年	69,737	35,044	11,751	10,107	9,055	1,067	35,894	36,000	36,445

備考 一、昭和二十七年は男子の部に合算したので省略した。  
二、昭和二十三年は新旧学校制度の切替期に当つて多数の学生生徒が旧制の学校より編入学の取扱を受けているので入学率の算出は見合せである。

### (三) ソ連邦の大学

国立大学協会事務主任 清水正蔵 訳

国際大学協会 (The International Association of Universities) の第2回総会は、一九五五年九月十九日から二十四日まで、トルコの首都イスタンブール (Istanbul) において開催され、森戸副会長が出席なされたことは御承知の通りであります。一九五六年十月、この協会事務局から国立大学協会宛に国際大学協会発行の英文の「会報」— Report of Proceedings (議事録の報告)— を送付して参りました。

その「会報」の第一二四頁から第一二七頁まで、ソ連邦の大学の状況が掲載されていきましたので、ご参考までに全訳してお目にかけることにいたしました。

因に国際大学協会のアドレスは 19 Avenue Kléber, PARIS 16, France であります。なお、UNESCO の本部のアドレスも同所であります。(以下訳文)

Professor M. A. Prokofiev, University of Moscow:

モスコウ大学教授 エム・アー・プロコフ、エウ

審議中の大體論に關聯して、私は、われわれのソヴェート連邦の大学の働きについて、いささか二三申し述べたいのであります。

絶えず前進しつつある社会は、あらゆる可能な範囲における教育の擴張に關係せねばならず、特にそれは高等教育において然りであります。それは又、科学的研究労働を最高度に激励しなければならぬのであります。社会は、若しその社会が、自然の法則と、社会組織の進歩を管理する法則とを研究する科学を發達させるために苦勞しなければ、(その社会は) 向上發達しないのであります。将来の科学者が養成される所の、学問研究の場としての大学の役割は、非常に大きいのであります。

われわれの十月革命(訳者註。一九一七年レーニン共産党 ボルシェヴィキー革命。太陽曆十一月七日を、この革命記念日とし、メーデーと共にソ連の二大祝祭日となつてゐる) 以来の高等教育の巨大なる發達の中には、諸大学の偉大なる擴張があり、これに随伴して、工学、農学、医学、教員養成その他のため高等教育の非常に多数の専門学校が創立され、それらの幹部教授は、彼等自身の諸大学において養成されたのであります。

次の様な意見が誤つて喧伝された、則ち、こんなに沢山の専門学校が増設されると、その結果として、大学の發展を阻害することになるだろうとか、大学生の数が減少を来すにちがいないとか、そして、つまりは、大学の中、ある大学は閉鎖するのやむなきに至るであろうとか。斯の如き御心配は保証されなかつたのであります。我々には、大学を同時に發展させることをしないで、専門学校の發展を考へることは出来ないものであります。それは、恰も、我々には、核力の研究を前進させることをしないで、原子力ステーションの建設を考へることが出来ないのと同様であります。

解決されなければならない一つの重要な問題は、各異民族の青少年のためには、各異民族の自國語によつて高等教育が受けられるようにしなければならなかつたことでありました。わが國において、我々は一つの歴史的不正義を改正しなければならなかつたのであります。過去において、我々の大学の大部分は、露西亞の中心部に創立されたのであります。諸異民族の住んでいた遠隔の地方に在りましては、高等教育の学校は皆無に近かつたのであります。最近の数十年の間に、諸大学は、アルメニヤ、アゼルバイヂヤン、ジョールジヤ、コザック、キルギズ、タジク、トルコメン、ウズベク、及びその他の共和國内に創立されたのであります。ソヴェート社会主義共和国連邦 (USSR—The Union of Soviet Socialist Republics) の総べての各共和国は、皆それぞれ自國の大学を有し、各大学の授業は、各共和国の母國語によつて行はれてゐるのであります。

学問研究の我々の古い大学の場合は、前述の新生の諸大学に対して大なる協力援助を表してゐます。大学相互間には、教授や講師の交換が広く行

はれていきます。各大学の科学労働者（教授）は、大学教育を向上進展させるために相互に一生懸命になつて援助し合つています。この伝統の線に沿つて大学は、国際的接觸（親交）を拡張すべく配慮しています、そして、又大学は、必要とあらば何処へでも助け合いの手を伸べる用意があります。

大学と社会との間の相関は、謂はば、一心同体であります。一方において社会は大学の進歩に貢献し、他方において、大学は、科学労働者を養成し、且つ重要な発見をなすことによつて、社会の進歩に貢献するのであります。

大学に於て行はれる科学的労働は、偉大なる価値であります、何となれば、それは原則として、理論上の道理であり、且つ大量に科学の将来の進歩を決定するからであります。大学における科学者は自分達の労働の分野を選択することは自由でなければなりません。自由であつてこそ初めて、新発見も為されるのであります。科学における新方位が創設され、そして、大きな科学者のグループが、重要な科学的諸問題を解決するために共同して働くことのであります。

例えばモスコウ大学におきましては

教授 A. N. KOLMAGOROV 担当、確率の微積分学の研究は極めて重要であり、又これと同様に

教授 A. N. NESMEYANOV 担当、有機化合物の構造に関する労作、

教授 A. A. BALANDIN 担当、触媒作用の選択に関する研究、

教授 D. V. SKOBELTSIN 担当、核物理学に関する調査も重要であります。それから、

教授 V. V. VINOGRADOV 担当、ロシア語に関する調査研究

教授 A. V. ARTSICHOVSKY, 教授 B. A. RYBOKOV 両氏担当、

ソ連邦の歴史的過去に関する研究、

及び斯の如き、その他諸々の計画事業が同時に進捗中であり、

我々の見解における社会なるものは、大学における教授及び講師の科学的労作のための関心（憂慮）を示さなければならぬ。自分達の科学的業績を益々偉大にするような科学者が多ければ多いほど、全体として社会のために益々良くなるのであります。科学的発見と偉大なる技術的進

歩の現代においてこれは、全く大切なことであります。

研究会の一つの網目が、最近の二、三十年間に組織されているのであります。ソヴェート社会主義共和国連邦の科学学士院は、モスコウ、レーニンランド及び其の他の諸都市内に、それぞれの研究会を持つていたのであります。ソ連邦内の別々の共和国の科学学士院は、それぞれ独自の研究会を持つていたのであります。我々の諸工業が利害關係を有している問題解決のために働いている諸学会において、広範囲の研究が実施されています。工業の進歩を処理する諸問題は、この上もない至上の大切なこととして考慮されているのであります。

諸々の研究会の一つの網目の創設は、大学において行はれる科学的労働の重要性を、断じて（いかなる方途においても）軽んじてはならないのであります。反対に、それは、これらの学会のために研究者を養成することが必要であるという理由の大なる識見（眼界）を引き受けているのであります。我々の考慮するところは、則ち、大学の一人の教授が、より深刻に研究に従事すればするほど彼はきつと愈々益々若い科学者を養成することになるであらうということであり、強烈な科学的労働の雰囲気の中においてのみ、研究者は養成されるのであります。

科学的労働を続けて行くためには、社会の適当な条件と十分な支持援助とが根本的に必須であります。そして、われわれの科学者の成果が信用を博しているのは、このような諸条件が、われわれの国家内に存在しているという事実に基づかざるべきものであります。

最近数年間に、新しいモスコウ大学ビルが建立されました。このビルの床面積は二・八〇〇・〇〇〇平方メートルであります。この新ビル大学の諸々の実験室は、最新式の装置（備付品）を有し、その内のあるものは、ユニーク（無比、素晴らし）であります。新しいビルが、ハリコフ大学、ゴリキ大学、トムスク大学及びその他の諸大学のためにも亦目下建設中であります。

ソ連邦における科学研究（労働）は、国家によつて十分に補助金を下附されています。我々は、二ケ年間まで教授及び講師として休講する権利を与えられています。その二ケ年の間に、彼等は、教科書、専攻論文或は学位論文を書くのであります。其の間（二ケ年）教授或は講師は俸



給全額を受け取ります。而も尙、沢山の大学の講座と実験室は、研究に従事する科学労働者幹部に供されています。我々の大学のあるものは、彼等自身の労働幹部と共に、彼等自身の研究会を持つています。科学的労働の拡張のための大学の可能性が、大きければ大きいほど、彼等は彼等の事業を必ず一層成功裡に完成することでありましょう。

我々は、科学労働者の訓練を、極めて重要視しています。毎年、非常に多数の大学卒業生が卒業後研究生として大学に留まります。(註。日本大学院学生に当る—post-graduate student) モスロー大学だけでも、一千人以上の卒業後研究生がいます。彼等は総べて国家の奨学資金を受ける資格を与えられ、一方授業料は免除されているのであります。何となれば、我々は、最も天賦の才能のある学生として、卒業後研究生としての労働を認め許すことができるからであります。大学卒業後研究コースは諸大学及び、その他諸高等専門学校のためにスペシャリスト(専門家)を訓練(養成)するのであります。

計画は、現代社会の発展のために、最も本質的に必須であるので、大学生活の種々な局面は、徹底的に計画されなければならない、そして、これは全く教授職員の緊密な参加と一所になつてのみ遂行されるのであります。

各大学は、以上の様に科学的労働(研究)の各大学自身の計画を持ちその計画は、諸教授の個人的計画と一致して起草されるのであります。これらの計画は、更に詳細なる説明を必要とする諸問題と共に、大学の学部において討議されます。大学の学位は大学教授評議員会によつて授与されます。各学部の講義要目は、教授会によつて起草されます。教授及び講師は大学評議員会による是認の上で任命されるのであります。

最も望ましいことは、幹部教授の各メンバーが大学行政管理に進んで関与すべきであることであります。公衆教育と高等教育とを指導している政府機関は、その銘々の教育制度と密接な接触を有する科学者のサーヴィスを利用すべきことが大切であります。

我々は、正規の国際的接触が無ければ、科学の進歩は不可能であると信ずるものであります。我々は、国際大学協会がその点において営んでいる効果的な仕事を識つています。そして、ソ連邦の諸大学は諸外国の

大学と友好的接触を確立しようと切望しているのであります。国際大学協会の、此の第二回総会は異国の科学者間の紐帯を強固にするであろうことは、全く疑問の余地なしであります。(以上)

# 四、彙報

## 1、国立大学協会会則

### 第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。  
第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 国立大学の振興につき必要な調査研究
- 二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

### 第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

### 第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 一人
- 三 理事 十四人（会長、副会長を含む）
- 四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の職務は、次のように定める。

- 一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。
- 四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

- 2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

### 第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日  
で終る。

### 第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

### 附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協会役員一覽表(昭和卅二年六月一日現在)

会長(理事) 矢内原忠雄(東京大)  
 副会長(〃) 森戸辰男(広島大)  
 理事 杉野目晴貞(北海道大)

黒川新蔵

高橋里美(東北大)  
 小林政一(千葉大)  
 内田俊一(東工大)  
 江田正三(横浜国大)  
 戸田正三(金沢大)  
 勝沼精藏(名古屋大)  
 滝川幸辰(京都大)  
 正田建次郎(大阪大)  
 大山泉行(香川大)  
 山田穰(九州大)  
 井藤半彌(熊本大)  
 古林喜楽(神戸大)

3、各常置委員一覽表(不順)(昭和卅二年六月一日現在)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長 滝川幸辰(京都大)  
 委員 佐藤武雄(信州大)  
 安達禎(山梨大)  
 蠟山政道(お茶の水女子大)  
 古林喜楽(神戸大)  
 山田喜政(九州大)  
 鰐田健之(熊本大)  
 中野清健(三重大)  
 江野清(横濱国大)  
 辻田正(愛媛大)  
 関口勲(山形大)

第二常置委員会(学科課程、入学試験等に関する問題)

委員長 大野純一(小樽商大)  
 委員 小林政一(千葉大)  
 渡辺万次郎(秋田大)  
 西田成(群馬大)  
 山田良之助(静岡大)  
 遠藤隆次(埼玉大)  
 高橋里美(東北大)  
 阿部孝(高知大)  
 花田大五郎(大分大)  
 中沢良夫(京大)  
 吉井義次(岐阜大)  
 栗原一男(宮崎大)

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長 東部龍太郎(茨城大)  
 委員 阿部久次(福島大)  
 岩崎真澄(和歌山大)  
 下田光造(鳥取大)  
 福田得志(鹿嶋工大)  
 福村平八(九州工大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 戸田正三(金沢大)  
 委員 古野宏平(長崎大)  
 井関義(東京商船大)  
 松生義(東京水産大)  
 山内得(立京大)  
 長尾優(立京大)  
 山内源(立京大)  
 郡内源(立京大)  
 平沢俊雄(大阪外大)

第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長  
委員

- 寺 沢 寛 一(電 気 通 信)  
 正 田 建 次 郎(大 阪 大 学)  
 上 野 直 昭(東 京 大 学)  
 石 原 寅 次 郎(富 山 大 学)  
 児 玉 桂 三(德 島 大 学)  
 西 久 光(佐 賀 大 学)  
 重 倉 彦 次 郎(福 井 大 学)  
 山 根 新 次 郎(島 根 大 学)  
 大 賀 惠 二(室 蘭 工 大)

第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長  
委員

- 井 藤 半 彌(一 橋 大 学)  
 岩 崎 民 平(東 京 大 学 外 国 語 学 部)  
 小 華 和 忠 士(帯 広 畜 産 大 学)  
 大 畑 文 七(滋 賀 大 学)  
 鈴 木 重 雄(岩 手 大 学)  
 杉 野 目 晴 貞(北 海 道 大 学)  
 内 田 俊 一(東 京 工 業 大 学)  
 吉 田 正 男(東 京 農 学 大 学)  
 勝 沼 精 蔵(名 古 屋 大 学)  
 清 水 勤 二(香 川 大 学)  
 大 泉 行 雄(神 戸 大 学)  
 大 羽 真 治(福 岡 大 学)  
 藤 井 種 太 郎(福 岡 大 学)

第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長  
委員

- 村 上 俊 亮(東 京 大 学)  
 朝 永 振 一 郎(東 京 大 学)  
 田 所 哲 太 郎(北 海 道 大 学)  
 清 水 多 栄 一(岡 山 大 学)  
 伊 藤 泰 一(新 潟 大 学)

- 委員長  
委員
- 内 藤 卯 三 郎(愛 知 大 学)  
 落 合 太 郎(奈 良 大 学)  
 稲 荷 山 資 生(奈 良 大 学)  
 北 川 久 五 郎(大 阪 大 学)  
 松 山 基 範(山 口 大 学)

4、各専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員

- 大 塚 博 北海道大学学生部長  
 柳 瀨 良 幹 東北大学学生部長  
 柏 木 嵩 千葉大学学部長  
 斯 波 義 慧 東京大学学部長  
 鎌 田 正 宣 東京学芸大学教務補導部長  
 下 村 康 東京教育大学厚生補導部長  
 久 武 雅 夫 一橋大学厚生補導部長  
 田 崎 忠 勝 信州大学厚生補導部長  
 難 波 得 三 金沢大学学部長  
 木 村 作 治 郎 京都大学学部長  
 山 下 康 雄 名古屋大学学部長  
 平 塚 錦 平 広島大学補導部長  
 丸 山 国 雄 山梨大学学部長  
 瀬 尾 愛 三 郎 九州大学学部長  
 酒 井 清 一 茨城大学学部長  
 森 河 敏 夫 大阪大学学部長
- 第六常置委員会専門委員
- 進 藤 小 一 郎 東京大学事務局長  
 佐 藤 憲 三 東京工業大学事務局長  
 石 川 仁 作 一橋大学事務局長  
 伊 藤 徹 東京教育大学事務局長

## 5、第七常置委員会委員長選任

当協会第七常置委員会委員長木下一雄氏は、このたび大学長を辞任せられ、同時に委員長もやめられましたので、前例に基づき、後任委員長を書面により各委員間において互選していただき、本年一月七日開票の結果、総投票数十の内

- 五票 東京学芸大学長 村上俊亮殿
  - 二票 東京教育大学長 朝永振一郎殿
  - 二票 奈良女子大学長 落合太郎殿
  - 一票 愛知学芸大学長 内藤卯三郎殿
- となり、第七常置委員会委員長には東京学芸大学長村上俊亮殿が当選、新任されました。

(本件については、昭和32年1月8日付国大協庶第一二七号をもつて、会長から各大学長宛通知済みであります)

## 6、大蔵当局との大学財政懇談会

本協会総会の要望に基づき、昭和31年12月3日(月)同日開催せる役員会終了のち、午後五時半から、矢内原会長、各役員、各委員長等出席し、大蔵当局、次官、局長等と大学財政の諸問題について、大学側の要望しつつある緊要懸案を開陳懇談した。

(附記、このことについては、昭和32年1月23日付国大協庶第一二八号をもつて、事務局長から各大学長宛通知済みであります)

## 7、香川大学長谷口吉彦殿逝去

香川大学長谷口吉彦殿には、昭和31年12月12日、高松市幸町の学長官舎で永眠されたので、矢内原会長から弔電を寄せられた。

## 8、学生健康保険制度協議会

この協議会が、昭和32年3月28日および同年4月24日に文部省において開催され、当協会からは、戸田、東岡委員長と柏木専門委員出席、公立、私立大学代表者も出席、学生健康保険制度に関する諸問題を次の二点

- 1、希望する大学だけを対象として、昭和32年度から実施できるように、学生健康保険制度の実現を計るべきである。
- 2、学生健康保険制度の実現を計ることは、当分見合わせるべきであるにせよ、最終的結論を出すことになつた。

## 9、昭和33年3月学校卒業予定者に対する推薦ならびに採用選考試験の実施時期に関する協議会

この協議会は、例年のことであるが、文部省主催、関係官庁労働省等参加、国、公、私立大学、高等学校、中学校代表者、日経連、経団連およびそれぞれ主要なる業界代表者等出席の上、次の通り、

- 1、昭和32年3月29日 霞山会館二階会議室
- 2、同 年4月16日 財団法人、学徒援護会東京第二学生相談所
- 3、同 年4月22日 右 同 所
- 4、同 年5月9日 文部省第一会議室

において開催され、本協会からは、斯波専門委員が毎回出席、国立大学側としては、推薦および試験の時期は卒業前の大切な修学の必要上、十月十五日以降を強く要望したが、私立大学側のあるものは、それより早い時期でなければならぬと主張した。一般業界側としては、営業、事業の操作上、或は決算、予算等の時期などの関係から、もつと早い時期一十月早々から実施できるよう要望する向きが多い。そのために中々議がまとまらない状態である。ともあれ、学生の卒業前の大切な修学期間に関するところから、大学側も業界側も相互理解を深め、推薦と銜との時期を円滑に調整し、混乱を避けなければならないので尙協議をかさねること。決定された上は、この申合せ事項を相互に厳守することとなつてゐる。